国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(給与の種類) 第3条 フルタイム契約職員の給与は、勤務1日当たりの給与(以下「日 給」という。)及び諸手当とし、パートタイム契約職員の給与は、勤務1 時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。	(給与の種類) 第3条 非常勤職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。	
<u>(新設)</u>	(1) フルタイム契約職員の給与は、勤務1日当たりの給与(以下「日 給」という。)及び諸手当とする。	
<u>(新設)</u>	(2) パートタイム契約職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。	
<u>(新設)</u>	2 前項第1号の規定にかかわらず、フルタイム契約職員の給与は、年俸制とすることができる。 3 年俸制給与の適用を受けるフルタイム契約職員の給与の種類、計算期間、支給日等については、別に定める。	

附 則(平成30年4月1日規程第18号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。